

与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 公募型プロポーザル評価基準書

1. 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 公募型プロポーザル実施要領「1 1.審査及び選定方法」に記載する与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 契約候補者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）における審査方法のほか、審査にあたっての評価項目、配点等を定める。

2. 選定方法

（１）選定審査会は、提出された企画提案書等やプレゼンテーションを踏まえ、総合的に評価を行うものとする。

- ①選定審査会の委員（以下「選定委員」という。）それぞれの点数を１２０点満点とし、その合計点が最上位であるものを契約候補者、次に高いものを時点の候補者として選定する。
- ②上記の合計点数が満点の６割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。
- ③最高得点者が複数の場合は、選定審査会で協議の上決定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点のない審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。
- ④参加事業者が１者のみの場合においても、提出書類およびプレゼンテーションによる審査の上、妥当であると判断した場合は、契約候補者として決定する。

（２）プレゼンテーション審査は、１参加者あたり、デモンストレーションを含め４５分以内とする。その後の質疑応答は１５分以内とする。

なお、プレゼンテーションは、【別表】与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 公募型プロポーザル審査基準に記載されている評価項目順に進行する。

3. 評価項目・配点

【別表】与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 公募型プロポーザル審査基準による。